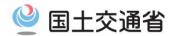
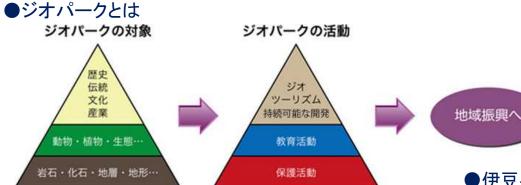
2. 社会動向の変化



観光振興

⑨ジオパーク

- ・地球(ジオ)を学び丸ごと楽しむ場所として、日本ジオパーク委員会が認定した「日本ジオパーク」が 43地域(H30.4現在)。
- ・このうち9地域がユネスコ世界ジオパークにも認定。





●洞爺湖有珠山ジオパーク(北海道)







●伊豆半島ジオパーク(静岡県)

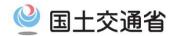






※NPO法人 日本ジオパークネットワークHPより

2. 社会動向の変化



観光振興

10世界農業遺産

- ・世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を、国際連合食糧農業機関(FAO)が認定する制度。
- ・世界で20ヶ国50地域、日本では11地域が認定(H30.4現在)。

●国内の世界農業遺産認定地域



●世界農業遺産の認定基準 食料及び生計の保障 ランドスケープ及びシースケープ の特徴 文化、価値観 及び社会組織 ない社会組織

2011年認定



トキと共生する佐渡の里山

新潟県佐渡市



水田で採餌するトキ



中干期にも生きものが 生育できる場所「江」



【朱鷺と暮らす郷認証米】

システム

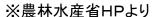
認証基準には、「生きものを育む農法」の実施のほか、5割以上の減農薬・減化学肥料など厳しい基準が設けられています。

2013年認定



静岡の茶草場農法

静岡県掛川周辺地域





畝間に茶草を敷く作業

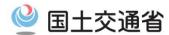


茶畑に隣接する茶草場



【カケガワフキバッタ】 茶草場に生息するカケガ ワフキバッタは、翅が退 化して飛翔することがで きない地域固有のバッタ です。

2. 社会動向の変化



観光振興

⑪日本農業遺産

- ・我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域(農林水産業システム)を農林水産大臣が認定 する制度。
- ・初の日本農業遺産として8地域が認定(H29.3現在)。





●にし阿波の傾斜地農耕システム(徳島県にし阿波地域)





(左:コエグロ 右:野鍛冶による伝統農具製作)

●急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲 ヒノキ林業(三重県尾鷲市)









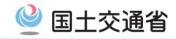


(尾鷲ヒノキと熊野古道の景観)

(真っ直ぐに伸びたヒノキの大木)



- 日本風景街道は、関係者の日々の努力によって、「美しい国土景観の形成」や「地域活性化」、「観光 振興」等の側面で様々な成果があった。
- 一方で、日本風景街道の更なる発展に向けて、現状で抱える課題や将来想定される課題は以下の通り。
 - ①停滞が見られるパートナーシップが存在
 - ②「日本風景街道」の認知度が低い
 - ③関係者間の発展に向けた議論が不足
 - ④地元自治体との連携が不足
 - ⑤好事例や助成制度等の共有が不足
 - ⑥ルート登録後に活動状況の確認等を行うスキームがない
 - ⑦資金・人員体制が不足

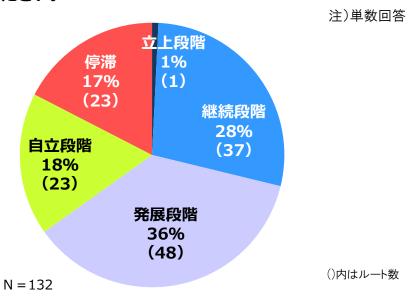


①停滞が見られるパートナーシップが存在

<組織の成熟度>

・組織の成熟度では、発展段階(36%)、継続段階(28%)が多いものの、17%のルートが「停滞」していると回答。

Q:現在の組織の成熟度について、当てはまるものを教えて ください。



立上段階:事務所等の助言や支援を受けながら活動を行っている

段階

継続段階:活動の継続化へ向けて努力している段階

発展段階:活動の幅、規模、種類などを拡げ活動の質を高めよう

と努力している段階

自立段階:風景街道の活動主体として目指す姿の実現へ向けた取

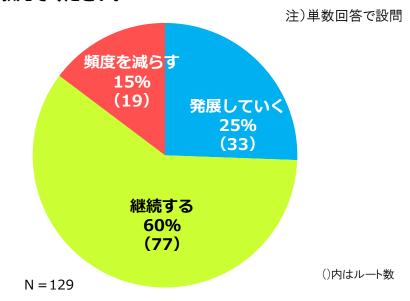
組を自力で考え実行できる段階

停 滞 :活動が停滞し今後の方向性が不明階な段階

<今後の活動意向>

・今後の活動意向では、活動を「継続する」 ルートが60%と最も多いものの、15%の ルートが「頻度を減らす」と回答。

Q:日本風景街道の活動を今後どのように行っていく予定か 教えてください。



発展していく:現在の活動に加え、より発展的な活動を行って

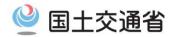
いく(維持していく)予定

継 続 す る:現在の活動を継続的に行っていく予定

頻度を減らす:人材不足等で活動の体制に課題があるため、活

動頻度を軽減していく予定

データ: H28日本風景街道パートナーシップアンケート (138ルートを対象) 49



①停滞が見られるパートナーシップが存在

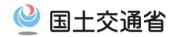
<組織の成熟度、今後の活動意向>

・組織の成熟度が「停滞」であり、今後の活動意向が「頻度を減らす」と回答しているルートは、 全体の12%(15ルート)存在。

N=129 組織の成熟度 ()内はルート数

		立上段階	継続段階	発展段階	自立段階	停滞	
今後の活動意向	発展していく	1% (1)	8% (10)	12% (16)	5% (6)	0% (0)	
	継続する	0% (0)	21% (27)	23% (30)	10% (13)	5% (7)	
À.	頻度を減らす	0% (0)	0% (0)	1% (1)	2% (3)	12% (15)	

データ: H28日本風景街道パートナーシップアンケート (138ルートを対象)



②「日本風景街道」の認知度が低い

- ・風景街道の認知度の向上は、鶏と卵の関係とも言えるが、標識に表記できるようにして頂けるとありがたい。青の標識の中に、ロゴマークが入るようになればいい。
- ・風景街道の情報発信先が少ないと感じる。発信先は一般ユーザー。一般ユーザーに情報が発信できる方法を考えないと。
- ・企業の参加を得るために、風景街道の知名度も低く、かつ参加登録に対し、企業にとって地域にとってのメリットを示すことが 難しく、参加団体が増えていかない。
- ・国としての取り組み(重み)が、道の駅の取り組み(重み)に対して軽いと感じており、国としても風景街道の知名度向上に更なる取り組みを実施していただきたい。
- ・風景街道全体の認知度向上のために、テレビ等のマスメディアを通じた積極的な情報発信、パンフレット等の設置場所確保など積極的な周知方法を示してほしい。

データ: H28日本風景街道パートナーシップアンケート (138ルートを対象)

③関係者間の発展に向けた議論が不足

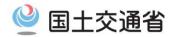
- 2. 日本風景街道の制度と活動について
- ◆第二ステージを迎えた日本風景街道の制度目的や仕組み、運動手法、市町村、企業の位置づけなどパートナーのあり方、 ルートの評価、活動費などを再考、討議する場を設ける。

データ:提言「質の高い日本風景街道に着手するために」 (日本風景街道自治体連絡会、NPO法人日本風景街道コミュニティ 平成29年4月26日) - 抜粋 -

④地元自治体との連携が不足

- ・道の駅、ジオパークと風景街道がタイアップできれば、非常に良い協働相手になると思う。この点を理解いただき、積極的に動いてほしい。
- ・地元自治体の意識の低さや熱意の欠如が致命的である。国土交通省側からも啓蒙を図ってほしい。

データ: H28日本風景街道パートナーシップアンケート (138ルートを対象)



⑤好事例や助成制度等の共有が不足

- ・活用しやすい補助金や助成金メニューなどがあれば、定期的に情報共有していただきたい。 また、申請に当たってのサポート(相談窓口、書類の書き方等)も可能な範囲でご支援いただけるとありがたい。
- ・全国の活動内容や資金源を知るための情報共有出来る手段が欲しい。
- ・風景街道への付加価値の上乗せ及びその効果的なPRなどについて、他市等で成功した事例をご教授ください。
- ・他団体の先進事例を教えていただけると、今後の参考にできありがたいです。

データ:H28日本風景街道パートナーシップアンケート (138ルートを対象)

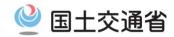
⑥ルート登録後に活動状況の確認等を行うスキームがない

- ・既登録ルートの活動状況等の定期的な確認が十分でない。
- ・社会情勢が変化する中で、風景街道パートナーシップがどのような活動コンセプトのもと、今後活動を実施していくかについて、 定期的な確認がなされていない。
- ・平成28年度 風景街道パートナーシップアンケート結果において、組織の成熟度が「停滞」であり、今後の活動意向が「頻度を減らす」と回答しているルートが、全体の12%(15ルート)存在。

データ:第3回「日本風景街道」有識者懇談会資料

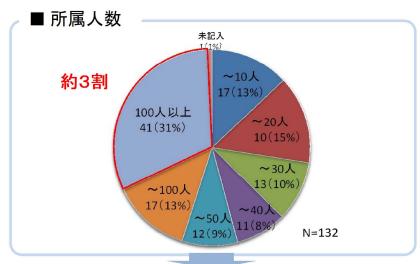
⑦資金・人員体制が不足

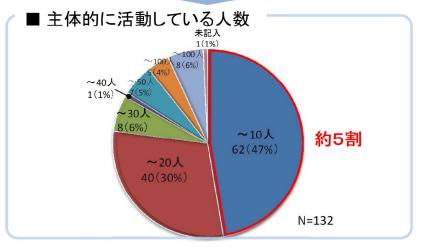
- ・風景街道の事務局はNPOが担っており、活動・運営などの財源がないため、活動の広がりが持てない。 特に、パートナーシップの会議(通信費、会場費)、ホームページや情報誌など風景街道ルートが独自に情報発信できるツールが維持できない。NPOやNPOスタッフのボランティアで成り立っているため、パートナーシップの運営が厳しい。そのため新しい人材も入れにくい。
- ・民間主体でがんばっている推進協議会は、自治体主体と比べて予算面や体制面で苦労しています。
- ・パートナーシップの団体への新規加入者がなく、団体内での高齢化が進み、活発な活動ができない。

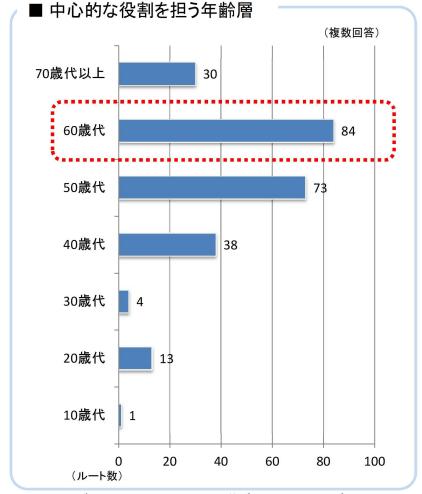


⑦資金・人員体制が不足

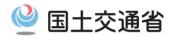
- 〇 所属人数は100人以上が約3割と最も多い。
- 主体的に活動している人数は10人以下が約5割と最も多く、10~20人が約3割。
- 〇中心的な役割を担う年齢層は60歳代が最も多く、全体の傾向から組織の高齢化が懸念。







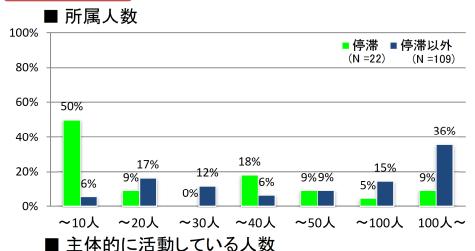
データ: H28日本風景街道パートナーシップアンケート (138ルートを対象)

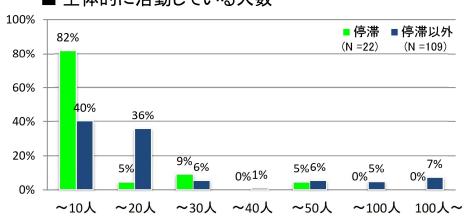


⑦資金・人員体制が不足

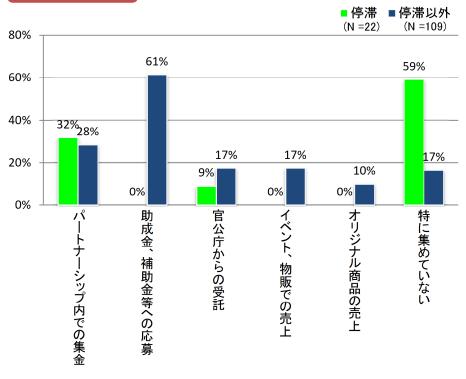
- 停滞と回答したルートは、活動人数が比較的少なく、特に主体的に活動している人数が10人以下であるルートが他と比較して顕著に多い。
- ○また、資金も特に集めていないもしくは、パートナーシップ内での集金が主である。

体制面





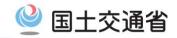
資金面



注:未記入のルートは集計対象から除外

データ: H28日本風景街道パートナーシップアンケート (138ルートを対象)

4. 発展に向けた具体的取り組みの方向性

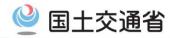


55

それぞれの課題に対する具体的な取り組みの方向性は以下の通り。

【発展に向けた具体的取り組みの方向性】 【発展に向けた課題】 (1)活動の活性化 ①停滞が見られるルートが存在 ①景観の整備・保全 ②案内看板等の検討 ②「日本風景街道」の認知度が低い ③情報の発信・共有 (2)交流連携の推進 ③関係者間の発展に向けた議論が 不足 ①道の駅との連携 ②同種活動との連携 ④地元自治体との連携が不足 ③関連施策との連携 4 関係者の交流 ⑤好事例や助成制度等の共有が不足 (3)活動環境の整備 ● ①表彰制度の導入 ⑥ルート登録後に活動状況の確認等 を行うスキームがない ②登録内容の再確認 ③道路協力団体制度の活用 ⑦資金・人員体制が不足 ④支援体制の構築

4. 発展に向けた具体的取り組みの方向性



(1)活動の活性化

1景観の整備・保全



これまでの活動(広告看板の撤去・集約化の現状)

- ・道路沿いに乱立する広告看板を各ルートで撤去し景観保全に努めているものの、大掛かりな工事を 伴うケースも存在。
- ・景観保全は、行政と民間との連携による対応も期待される。





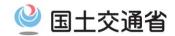








1景観の整備・保全



これまでの活動(ビューポイント整備の現状)

- ・ビューポイントの整備は、活動団体単独で実施するには予算的なハードルもあり、これまでの事例は 限定的である。
- ・今後は、道路管理者や地元自治体が中心となって、美しい景観を感じられる施設を整備することが期待される。

<ビューポイントパーキング(大空町)>



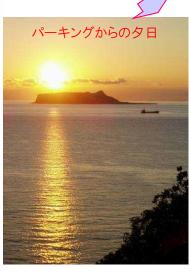


主体: ながさきサンセット・オーシャンロード推進協議会

協力:長崎県道路維持課

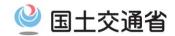
費用:県単事業







①景観の整備・保全



これまでの活動(景観保全制度(協定・条例の締結含む)の現状)

- ・地域と行政が一定ルール(協定・条例の締結等)の下、景観保全体制を構築している事例は多くない。
- ・特に景勝地や歴史的な地域周辺では、活動団体の協力を得ながら行政が中心となってルール作りを 行っていくことも期待される。

~「地域・行政」協働の景観整備事業の例~

国道168号沿いに流れる「熊野川」からの景観のうち、ガードレールに よる景観阻害箇所について、更新時期に達したものから景観に配慮した ものへ更新しているが、更新時期に達していないものについては更新ま での間も景観に配慮するため、茶系色の塗装を行った。(県事業)

連携して一体的な取り組み体制

日本風景街道熊野推進協議会

和歌山県

能野川

川舟センター

①景観への配慮依頼

②景観配慮の承諾

③ボランティア で塗装活動参加

和歌山県 (道路管理者)

③塗装事業 の実施

ガードレール の塗装 (茶系) (県事業)



写直: 日本風景街道能野HPより



日本風景街道熊野/H20

~町家の活用による歴史的な建物の保全・活用の例~

H18年に「枚方宿地区まちづくり協議会」の部会として、町家情報 バンク[五十六番館]を設立。町家を貸したい人と借りたい人を結び、 地域の空家活用を支援。斡旋した建物の改築には、市の歴史的な建 物の修景に対する補助制度を活用する等、官民一体で活動している。

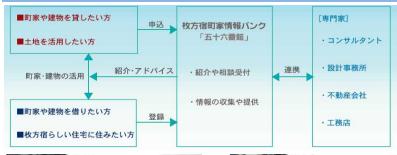
取り組み体制

枚方宿地区まちづくり協議会

8自治会、3商店会、枚方文化観光協会、 宿場町枚方を考える会、各種団体等

・町家情報「五十六番館| (枚方町屋情報バンク部会)

専門アドバイザー







1景観の整備・保全



これまでの活動(建物・施設等の保全・維持管理の現状)

・建物・施設等の保全・維持管理に向け、地域学習会の開催やガイド養成講座の実施、学校(小・中・高) の授業での学習、景観点検の実施等の歴史・文化の継承活動を各地で実施しており、今後も継続的な 取り組みが期待される。





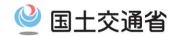








1景観の整備・保全



提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・道路沿いに乱立する広告看板を各ルートで撤去し景観保全に努めているものの、大掛かりな工事を伴うケースも存在。
- ・ビューポイントの整備は、活動団体単独で実施するには予算的なハードルもあり、これまでの事例は限定的。
- ・地域と行政が一定ルール(協定・条例の締結等)の下、景観保全体制を構築している事例は多くない。
- ・風景街道の活動団体からも、景観向上に資するハード整備を行政側に求める声がある。



○景観の整備・保全の方向性

- ・道路管理者や地元自治体が中心となって、民間と連携した景観の整備・保全の推進方策を検討。
 - <整備・保全内容>
 - ①ルートの景観の整備・保全やビュースポットの整備
 - ②無電柱化の推進
 - ③自転車通行空間の整備
 - (4)パートナーシップとの協定の締結等による景観保全体制の構築
 - ⑤定期的な景観点検の実施



これまでの活動(案内看板等設置の現状)

風景街道のロゴマークや、ルート名称の案内看板等を設置しているルートが存在しているが、看板 等のデザインや表示方法等は統一されていない。

ルート名の周知を目的に長崎県が設置(44箇所)

四国地方幹線道路協議会道路管理部会標識分科会 香川県ブロック部会で調整のうえ道路管理者が設置 (5箇所)



(国土交通省設置)





ながさきサンセットロード

道の駅入り口へのルートサインの設置や既設案 内標識への添架を道路管理者が実施





人間文化の原風景 ~ご縁をつなぐ神仏の诵ひ路~ 神仏の通び路



これまでの活動(案内看板等設置の現状)

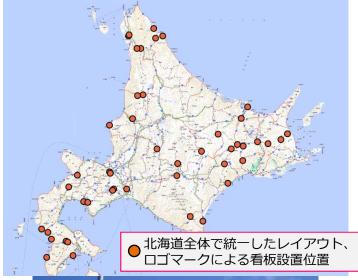
・ 北海道では、シーニックバイウェイ北海道の認知度向上を目的とし、ルートエリア内において、北海 道全体で統一したレイアウト、ロゴマークによる看板を設置している。

(北海道 計50枚) ※法定外看板による試行的な取り組み。





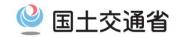












これまでの活動(案内看板等設置の現状)

- 各地方協議会において独自の案内看板等を設置しているが、全国統一のルールは定められていない。
- 活動団体等からは、行政による標識等への積極的な表示が求められている。

日本風景街道の実現に向けて 提言(H19.4) 日本風景街道戦略会議

(重点的な広報等の支援)

(前略) 国において、広報等の支援以外に、法的な枠組みの検討など、評価された「風景街道」に対し全国的な観点からの<u>行</u>政の支援も検討していく必要がある。

具体的な重点的な広報等の支援メニューとしては、以下のものが考えられる。

- ①全国・海外への広報・PR
- ②ロゴの使用(ロゴを使った標識や看板等の設置)
- ③商品企画•販売

質の高い日本風景街道に着手するために 提言(H29.4)

日本風景街道自治体連絡会、NPO法人日本風景街道コミュニティ

- 2. 日本風景街道の制度と活動について
 - ◆日本風景街道の<mark>認知度を高めるため、道</mark> 路上の表示、カーナビへの掲載方法など、 日本風景街道の見える化を図る。

平成28年度風景街道パートナーシップアンケート結果

○標識に表記できるようにしていただけるとありがたい。 青の標識の中に、ロゴマークが入るようになればよい。 他



提言における取り組みの方向性

【現状】

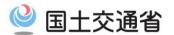
- ・風景街道のロゴマークや、ルート名称の案内看板等を設置しているルートが存在しているが、 看板のデザインや表示方法等は統一されていない。
- ・活動団体等からも行政による標識等への積極的な表示が求められている。



○案内看板等の検討の方向性

- ・地方協議会が案内看板等の設置の必要性等について、パートナーシップと議論。
- ・設置が必要な場合は、地方協議会が設置にあたってのルール等について、パートナーシップと議論。
- ・国土交通省が地方協議会からの意見を集約し、案内看板等のあり方を検討。

③情報の発信・共有



これまでの活動(ウェブサイトやSNS等による情報発信の現状)

- 地方協議会やパートナーシップにおいて独自に作成したウェブサイトが情報発信の中心である。
- 発信する情報の量や質、更新頻度にバラつきがあり、SNSを活用した事例は少ない。
- ・ 例えば、「日本遺産」や「日本で最も美しい村」は、観光推進やブランド化等に配慮したきれいな風景 写真を多用した全国横断的な情報ポータルサイトを設置している。

<九州風景街道推進会議によるウェブサイトやSNSを活用した情報発信>





⇒九州地方整備局のfacebookを 活用し、推進会議の取り組みや各 ルートの取り組みをタイムリーに 情報発信

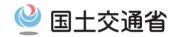
<情報ポータルサイト参考事例:日本遺産(文化庁)>



<情報ポータルサイト参考事例:日本で最も美しい村 (NPO法人「日本で最も美しい村」連合)>



③情報の発信・共有



提言における取り組みの方向性

【現状】

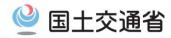
- ・日本風景街道の情報発信は、地方協議会やパートナーシップが独自に作成したウェブサイトによるものが中心であり、発信する情報の質や量、更新頻度等にバラつきが見られる。
- ・人気の高い観光地等ではSNSを活用した情報発信等が積極的に行われている。



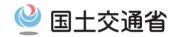
○情報の発信・共有の方向性

- ■全国横断的な情報ポータルサイトの検討
 - ・国土交通省が全国横断的な情報ポータルサイトの設置を検討。
 - ・地方協議会やパートナーシップが情報ポータルサイトでの発信内容を検討。
- ■SNSを積極的に活用した情報発信
 - ・パートナーシップ等を中心に、SNSを活用して積極的に情報を発信。
 - ・観光客からのSNSによる情報発信を促すような魅力的な空間を整備。

4. 発展に向けた具体的取り組みの方向性



(2)交流連携の推進



これまでの活動(道の駅との連携の現状)

- ・道の駅施設を利用したイベントの実施や、共同のMAP作りなどで連携が徐々に進んでいる。
- 道路の美化活動資金捻出のため、道の駅でのマルシェ開催などの取り組みもみられる。
- ・今後も、効果的な連携を図り双方の価値向上に向け、関係者間のコミュニケーション強化等が望まれる。

<道の駅での風景街道イベントの実施>





シーニックバイウェイ北海道 支笏洞爺ニセコルート/H28

<道の駅と共同のMAP作成>



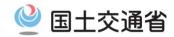


<風景街道活動費用捻出のための道の駅での物販>





1道の駅との連携



提言における取り組みの方向性

【現状】

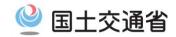
- ・現在、全国に1,000箇所を超える道の駅が展開されており、日本風景街道の登録エリア内や近傍にも道の駅が数多く存在。
- ・道の駅の施設を利用したイベントの実施や、共同のガイドマップ作成等の連携が徐々に進んできており、道路の美化活動資金の捻出のために、道の駅でのマルシェ開催等の取り組みも一部で見られる。



○道の駅との連携の方向性

- ・日本風景街道と道の駅で相互に魅力向上のためのあり方について検討。
 - ①道の駅と連携した情報発信のあり方の検討。
 - (日本風景街道が関連する道の駅同士を繋ぐ役割を担う。)
 - ②活動拠点・情報発信拠点としての道の駅の活用のあり方の検討。

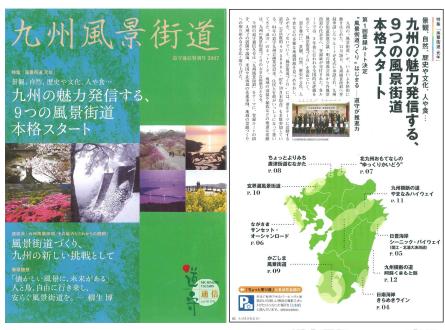
2同種活動との連携



これまでの活動(同種活動との連携の現状)

・九州地方の「道守九州会議」や中国地方の「夢街道ルネサンス」等の同種活動が存在する地域においては、連携が見られる。

<道守会議発行紙における風景街道の紹介>



道守通信 Vol.16冬号

■道守九州会議の概要

九州で「道」に関するさまざまな活動を行う人々や団体で構成する民主体の任意団体で、民と行政との「協働」を基本に活動を行うもの。

平成15年創設以降、平成28年現在で個人・団体合わせ826の会員数を有する。

<夢街道ルネサンスとの共同事業>





ちゅうごく街道交流会の開催による情報交換





山口県街道交流会の開催による情報交換

■夢街道ルネサンスの概要

中国地方の豊かな歴史・文化・自然を活かし、再発見し、地域が 主体となって個性ある地域づくりを行うとともに、街道を通じて、連 携・交流を創出し、地域の活性化を図るもの。

平成13年度より認定を開始し、平成29年度までに46地区を認定。

2同種活動との連携



提言における取り組みの方向性

【現状】

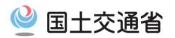
・ボランティア・サポート・プログラムや九州地方における「道守九州会議」、中国地方における「夢街道ルネサンス」等の同種活動は、活動に同じメンバーが関わっていることが多い。



〇同種活動との連携の方向性

・日本風景街道と同様の目的を持った同種の活動団体(ボランティア・サポート・プログラム、九州地方の「道守九州会議」、中国地方の「夢街道ルネサンス」等)と、それぞれの特徴を活かしながら効果的・効率的な連携を推進。

③関連施策との連携



これまでの活動(現在の風景街道独自の観光振興への取り組み)

・観光振興として「パンフレットやガイドマップ作成」の取り組みが多く、「イベントやツアーの開催」や「HP 作成・運営」、「観光ガイドの育成・導入」などは一部で実施。

<オリジナルツアーの開催>





旅行企画・主催 一般社団法人まつうら観光物産協会

2 0956-76-8822

営業時間 8:30~18:30 (土日祝日も営業しております)

お問合せ・お申込み先はこちら

(株)西九州ツーリスト松浦旅行サービス支店 佐賀県知事登録旅行業 第3種-68号(手配型旅行商品催行受託者) 〒859-4502 長崎県松浦市志佐町里免384-1 まつばやさん横

2 0956-72-3377

営業時間 9:00~18:00 (休業:土曜·日曜·投日





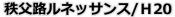
<商品開発に向けたモニターツアーの開催>



菅江真澄と巡るあきたの道/H20

<隠れた魅力を発見するためのエコハイクツアーの開催>

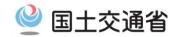








3関連施策との連携



これまでの活動(インバウンド対応の現状)

- ・ガイドマップの多言語化に取り組んでいるルートがあるものの、現時点での事例は少ない。
- ・外国人旅行者を日本独自の文化でもてなしたり、外国旅行会社との連携、来訪促進事業等の事例が あるが限定的。

<サイクリングマップの多言語化/英語・中国語・韓国語>



<外国人旅行者の誘致> しまなみ風景街道/H28



香港「第27回ブックフェア」 への出展状況

【来訪促進事業の実績】

- フランス開催「TOP RESA L への参加
- ●香港「第27回ブックフェア」 への出展
- ●台湾・日月潭「COME BIKE DAY! | への出展・参加
- ●台湾・現地旅行社の招聘
- ●台湾・ブロガー招聘事業

Fly&Drive Hokkaido Autumn Adventure



-ニックバイウェイ北海道 函館・大沼・噴火湾ルート/H

3関連施策との連携



提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・観光振興としては、「パンフレットやガイドマップ作成」の取り組みが多く、「イベントやツアーの開催」や「HP作成・運営」、「観光ガイドの育成・導入」などは一部で実施。
- ・ガイドマップの多言語化に取り組んでいるルートがあるものの、現時点での事例は少ない。
- ・外国人旅行者を日本独自の文化でもてなしたり、外国旅行会社との連携、来訪促進事業等の 事例があるが限定的。

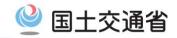


〇関連施策との連携の方向性

・多様な展開をみせている観光施策や文化財施策、農林振興施策等と日本風景街道との連携の あり方について検討。

く取り組み項目>

- ①広域観光周遊ルート、日本版DMO、グリーンツーリズム、サイクルツーリズム、世界遺産、日本遺産、ジオパーク等との連携。
- ②日本風景街道を通して、周辺の地域資源や地域の生活文化や食文化等について魅力的に 発信・案内できる人材、いわゆる「道の語り部」の育成。
- ③観光施策等と連携したインバウンド受入環境の整備。 (情報発信の多言語化、多言語ガイドの育成、海外向けプロモーションの実施等)



これまでの活動(国道事務所、地元自治体、パートナーシップ同士の交流の現状)

- ・NPO日本風景街道コミュニティによる日本風景街道大学等の開催による情報交換の実施。
- ・事例集による活動支援、助成制度やベストプラクティスの紹介を各地方協議会にて実施。

<日本風景街道大学、交流会等の開催による情報交換>

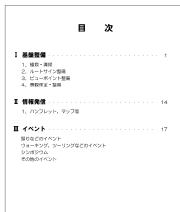




日本風景街道大学 奥能登絶景海道 珠洲キャンパス/H29

<事例集等による活動支援>







日本風景街道活動事例集(関東)

<助成制度やベストプラクティスを紹介>

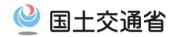


ベストプラクティス等ヘリンク

北陸の風景街道ナレッジサイト

のリンク

4関係者の交流



提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・NPO日本風景街道コミュニティによる日本風景街道大学等において情報交換が実施されているが、全国的には関係者間の活動発展に向けた議論や地元自治体との連携が不足。
- ・地方協議会やパートナーシップ間での好事例や助成制度等の共有が不足。



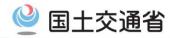
〇関係者の交流の方向性

・日本風景街道活動の活性化や円滑化のために、道路管理者や地元自治体、パートナーシップ 同士の交流や情報共有のあり方を検討。

く取り組み項目>

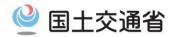
- ①全国の地方協議会を集めた意見交換の場の設置。
- ②好事例の発信・共有(助成制度や申請ノウハウの共有を含む)。

4. 発展に向けた具体的取り組みの方向性



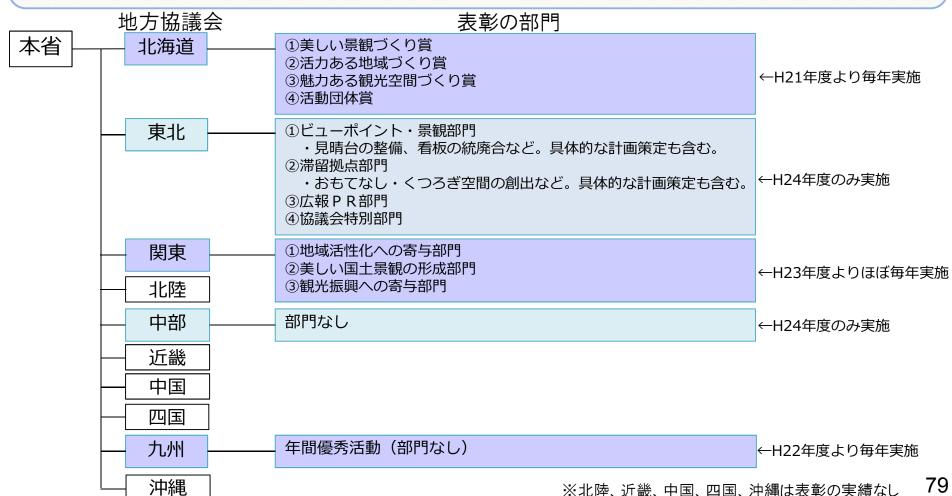
(3)活動環境の整備

①表彰制度の導入



これまでの活動(表彰制度の現状)

- 表彰については、継続的に実施している地方協議会、一度実施して中断している地方協議会、実 施していない地方協議会がある。
- 表彰は、パートナーシップのモチベーションの向上やマスコミに取り上げられることによる認知度の 向上に寄与。



①表彰制度の導入

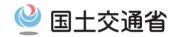


これまでの活動(表彰制度の現状)

▼継続している表彰制度の概要(北海道・関東・九州の例)

	▼ 松杭している衣衫前及の做安(北海道・対策・九州の例)								
	実施主体	制度の目的	応募条件	評価項・視点	評価方法				
	シーニックバイウェイ北海道推進協議会	シーニックバイウェイ北海道の 推進に向けて、 <u>他の模範となる</u> ルート活動の積極的な創出、啓 発・普及を目的	●活動団体賞⇒指定ルートおよび候補ルート●部門賞、最優秀賞⇒指定ルートのみ・いずれも様式記入	 ●活動団体賞(1件) ●部門賞(3件) ①美しい景観づくり賞 ②活力ある地域づくり賞 ③魅力ある観光空間づくり賞 ●最優秀賞(1件) 〈視点〉 地域の資源を発見・活用し、有形・無形の「新しい価値」を生み出しているか否かに評価の軸を置くと共に、以下の点に留意し評価 ○持続性 ○浸透性 ○拡張性 ○連携性 ○先進性 ○効果性 ○人材育成 	・活動団体賞 ⇒各ルートが、持ち点 10点を自ルート以外 に自由配点 ⇒推進協議会にて確定 ・部門賞、最優秀賞 ⇒ルート審査委員会に て委員が持ち点10点 を自由配点 ⇒推進協議会にて確定				
	風景街道関東 地方協議会	登録ルートにおける年間活動の中で、創意工夫のもと地域の魅力を発展させ、その活動を他のルートの更なる活動推進に繋げることを目的	●活動団体が対象年度に実施した活動の中から「応募用紙(代表活動シート)」に記入し、応募。 ●1の団体から複数部門への応募も可。	①地域活性化への寄与部門 ・地域間交流の拡大 ・活動を継承・活性化 ・埋もれた魅力を発掘 など ②美しい国土景観の形成部門 ・花など植物による演出 ・看板等での工夫 ・統一感のある町並みのための工夫 ・規制・規則との共存 など ③観光振興への寄与部門 ・観光客増加 ・売上げ向上 ・参加者(団体)や出店数増加 ・独創性 ・新たな付加価値	・選定委員(審査者) により評価項目ごと に採点。委員会(審 査者で構成)での議 論を経て、表彰案件 を選定。・風景街道関東地方協 議会にて確定。				
	九州風景街道 推進会議	登録ルートにおける年間の取り組みのうち、地域の魅力を発掘、維持・発展させるとともに、他地域の人々へ魅力を提供する内容となり、その取り組みが当該ルートばかりでなく、他ルートの更なる取り組みを促すことを目的	●登録ルートから提出された「日本風景街道九州14ルート年間代表取り組み」を基に、選定するための評価項目等により選定。	・部門等は設定していない。 ・視点は以下の5点。 ①地域の魅力を発掘、維持、発展させる取り組み ②他地域の人々へ魅力を提供する取り組み ③今後も継続していくことが確実視できる取り組み ④他地域の人々の来訪心をそそる取り組み ⑤他のルートの先進事例となる取り組み	・九州風景街道基本問題小委員会は、評価項目等により、登録ルートの当該年度取り組み内容を評価。最も有用なルートにおける取り組みを3件程度選定。・結果については九州風景街道推進会議に認り承認を得て確定。80				

①表彰制度の導入



提言における取り組みの方向性

【現状】

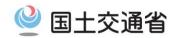
- ・表彰については、継続的に実施している地方協議会、一度実施して中断している地方協議会、 実施していない地方協議会がある。
- ・表彰は、パートナーシップのモチベーションの向上やマスコミに取り上げられることによる認知度 向上に寄与。



○表彰制度の導入の方向性

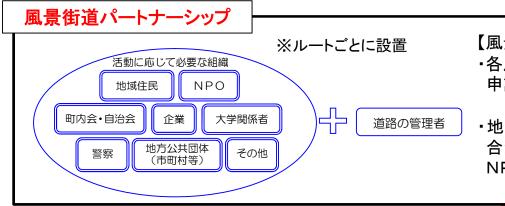
- ・既に表彰制度を運用中の地方協議会は、制度を継続。
- ・表彰制度を実施していない地方協議会は、先行事例を参考に、各地域に応じた表彰制度を 導入。
- ・各ルートの活動状況や各地方協議会における表彰制度の定着状況を踏まえ、将来的には、 国土交通省が全国規模の表彰制度の導入を検討。

②登録内容の再確認



これまでの活動(現在の登録スキーム)

- 登録ルートの活動状況等について、定期的な確認が十分ではない。
- ・ 社会情勢が変化する中で、パートナーシップがどのような活動コンセプトのもと、今後活動を実施していくかについて、定期的な確認がなされていない。



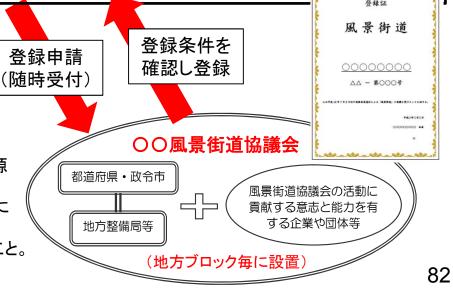
【風景街道パートナーシップ】

- ・各風景街道で活動する活動主体を指し、風景街道を登録 申請する際には、必ず組織されていなくてはならない。
- ・地域の活性化や観光振興等の日本風景街道の目的に 合致する活動を行う上で必要な道路管理者と地域住民、 NPO法人、民間企業等により構成されている必要がある。

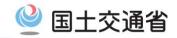
【登録条件】

「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」 (平成19年7月6日付道路局長通達)

- (2)登録条件について
- ①「風景街道パートナーシップ」が組織されていること。
- ②景観、自然、歴史、文化、体験・交流又は施設・情報の地域資源を1つ以上有していること。
- ③日本風景街道の理念に賛同し、それに合致した活動を継続的に 実施していること。
- ④申請された日本風景街道に「中心となる道路」が存在していること。



②登録内容の再確認



これまでの活動(現在の登録スキーム)

【登録申請事項】 ※右記登録申請書より

- ・ 風景街道の名称
- ・中心となる道路の名称及び道路管理者
- 風景街道の範囲
- ・風景街道内の地域資源
- ・風景街道パートナーシップの名称
- •代表者氏名、所属組織名、連絡先
- •事務局担当者名、所在地、連絡先
- ・風景街道パートナーシップを構成する組織

(道路管理者/道路管理者以外)

•活動目的及び活動内容

【登録後について】

「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」 (平成19年7月6日付道路局長通達)

- 3. 日本風景街道にかかる登録について
 - (3)登録内容の変更について

「風景街道パートナーシップ」は、登録された「風景街道」の登録申請の内容に変更があったときは、「風景街道地方協議会」に届け出るものとする。

(4)登録の取り消しについて

「風景街道地方協議会」は、登録後、登録条件を満たさないことが確認された場合、その旨を該当する「風景街道パートナーシップ」に対し通知し、その後も満たされない場合には、登録を取り消すことができる。

(別表1)

登録申請書・登録事項等変更届

平成 年 月 日

風景街道地方協議会 会長殿

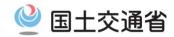
申請者名:(風景街道パートナーシップの代表者名)

下記のとおり「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」に基づき 、関係資料を添えて 登録を申請・変更の届出 をします

対保資料を称えし 2	乙% (4 中) 月	変更の曲山	としより。			
登録番号**1	一第	号	登録年月日	年	月	目
風景街道の名称						
中心となる道路の名称	名称	[]
及び道路管理者	道路管理者	[1
風景街道の範囲**2		-	n -			
風景街道内の地域資源						
風景街道・・トナーシップの名称						
代表者氏名						
代表者所属組織名	所属組織名 部署名	[.				I I
代表者連絡先	TEL: FAX: E-mail:					
事務局担当者名						
事務局の所在地						
事務局連絡先	TEL: FAX: E-mail:					
風景街道パートナーシップを 構成する組織 ^{※3}	【道路管理	者以外の組織及	び個人】 【i	道路管理者】		
活動目的及び活動内容						

- ※1 この欄には、登録申請書の場合には記入しないこと。
- ※2 この欄に関連して、図面を添付すること。
- ※3 この欄には構成する組織名及び担当部署、代表者名を記入すること。

②登録内容の再確認



提言における取り組みの方向性

【現状】

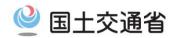
- ・登録ルートの活動状況等について定期的な確認が十分ではない。
- ・社会動向が変化する中で、パートナーシップがどのような活動コンセプトのもと、今後活動を実施していくかについて、定期的な確認がなされていない。



○登録内容の再確認の方向性

- ・地方協議会が登録済みの日本風景街道について、登録内容の再確認を実施。
- <再確認時の留意事項>
 - ①中心となる道路(起終点等)や道路管理者、風景街道の範囲の明確化
 - ②活動コンセプトや活動内容、地域資源の再確認
 - ③パートナーシップを構成する組織とそれぞれの役割の明確化
- ・再確認の際は、地方協議会や関係自治体がパートナーシップに対して助言等を実施。

③道路協力団体制度の活用



これまでの活動(道路協力団体との連携の現状)

- 道路法改正により、道路協力団体制度創設(H28.4)。
- ・ H29年度末現在、直轄国道で30団体が活動中であり、そのうち9団体が風景街道パートナーシップを 構成する組織。

●活用スキーム

道路空間の活用イメージ

<収益活動>

- ・オープンカフェ
- 広告マネジメント
- レンタサイクル 等

収益の活用へ

<公的活動>

- ・除草等による道路管理及び景観の確保
- •植栽活動 等

観光の振興

(地域の活性化・賑わいの創出)

↑活動・空間価値向上・ ▶観光振興の好循環を形成

道路空間の価値向上

●活動内容

例) 日南海岸地域シーニックバイウェイ推進協議会(宮崎県)

<道路協力団体制度を活用したサイクル利便施設の設置・運営>









- ■サイクリストをもてなすサイクルレスト「よってね!」を設置。区域全体に広め、サイクリストウェルカムな環境づくりを行うとともに、地域まちづくり団体やサイクリング協会と連携し、地域資源を楽しむサイクルイベントの開催を行っている。
- ■また、道路協力団体活動として、サイクリストを対象としたベンチ、サイクルラック、自動販売機、露店等の利便施設を設置・管理し、収益により道路の維持・管理を充実させている。

③道路協力団体制度の活用



提言における取り組みの方向性

【現状】

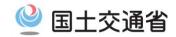
・日本風景街道の活動として、花植え活動や清掃活動、ルート毎の特色を生かしたイベント開催 などが実施されているものの、活動資金が不足している傾向にある。



○道路協力団体制度の活用の方向性

- ・パートナーシップが直面する活動資金不足の解決策として、道路協力団体制度を効果的に活用。 〈取り組み項目〉
 - ①道路協力団体による収益事業等の好事例の発信や共有。
 - ②道路協力団体の指定拡大を推進。

4 支援体制の構築



これまでの活動(支援体制の現状)

・北海道では「(一社)シーニックバイウェイ支援センター」が、民間と行政の連携を図る支援活動を実施。

◆一般社団法人シーニックバイウェイ支援センター◆

○シーニックバイウェイの理念の浸透や、活動の活性化を図るための広報活動と、民 間と行政との連携を図って、美しい景観づくり、魅力ある観光空間づくり、活力あ る地域づくりに貢献することを目的として活動。



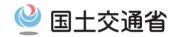
-活動団体への支援



- 1. SBW全体の広報およびプロモーション活動
- 2. 包括連携企業との連携
- 3. ルートと連携した観光プロジェクトづくり
- 4. 日本風景街道等、全国的なネットワークづくり
- 5. 視察対応

- ・マップ販売等収入
- ・広告料収入
- ・法人会員等
- ·調查事業等受託 業介間另 社団法人 等

4 支援体制の構築



提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・北海道では「(一社)シーニックバイウェイ支援センター」が、民間と行政の連携を図る支援活動を実施。
- ・各ブロックでそれぞれの地方協議会等が、パートナーシップへの活動支援を行っているが、支援方法等に濃淡がある。



〇支援体制の構築の方向性

・(一社)シーニックバイウェイ支援センターによる支援内容を参考に、地方協議会等による支援体制や仕組みについて検討。

<支援内容の例>

- ①ルートの広報及びプロモーション活動
- ②企業との連携推進
- ③ルートと連携した観光プロジェクトづくり
- ④行政や他のパートナーシップとのネットワークづくり
- ⑤好事例の視察対応 など